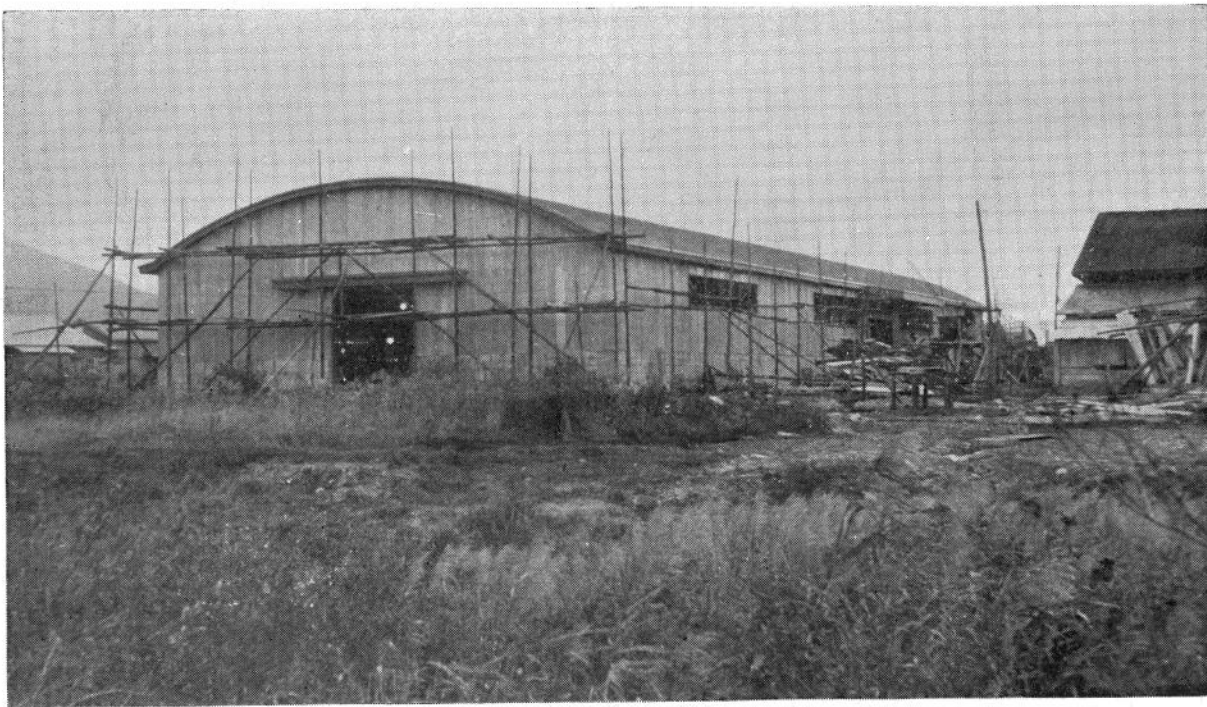


鹿部 しかべ

No. 15

発行 茅部郡鹿部村
 村長 棟方健太郎
 編集企画室
 42. 10. 25
 印刷所 三栄印刷所

鹿部漁業協同組合に 共同加工施設出来る



鹿部漁業協同組合では、昭和42年沿岸漁業構造改善対策事業として共同加工場の建築を進め
 11月15日の完成をめざし、いま最後の仕上げをしています。

これは鉄骨平家(826,37m²)で事業費 22,830,000円である。

ここではすけそうのすきみ・煮だこ・うに・わかめなどを共同加工しようとするものです。

お
も
な
記
事

- ◎鹿部漁業協同組合に
共同加工施設..... 1
- ◎地方税法による事業税の改正... 2
- ◎道税は預金口座振替で
納入できます..... 2
- ◎自動車税を納めましょう..... 3
- ◎渡島支庁だより..... 3
- ◎鹿部村の納期..... 3
- ◎秋の交通安全
道民総ぐるみ運動実施..... 4
- ◎軽油引取税について..... 4
- ◎秋の火災予防運動はじまる..... 5
- ◎明治百年記念..... 5
- ◎42年度北海道貯蓄増強
特別運動..... 5
- ◎赤い羽根共同募金..... 6
- ◎知らぬまに違反..... 6
- ◎献血運動..... 7
- ◎胃腸病検診の結果..... 7
- ◎計量法の改正..... 7
- ◎燃料を買うときの注意..... 8
- ◎郵便局だより..... 8
- ◎戸籍の窓口..... 8

村人口と世帯

(42. 9. 30. 現在)

男	2,332人
女	2,376人
計	4,708人
世帯数	935戸

地方税法の改正により今年から
個人事業税の

- 1・事業主の控除額が
二十五万円から二十七万円に
- 2・事業専従者の控除限度額が
青色申告の場合
十万円から十二万円に
白色申告の場合
六万円から八万円に
それぞれ引き上げられて
税が軽くなりました。

今年の事業税はつぎのようになりました

この税は八月（一期分）と十一月（二期分）の二回に分けて納めることになっております。
またこれまで一期には納税通知書を、二期には納付通知書を送っていたのですが今回から一期のときにいっしょに送りますから大切に保管してください。

支庁では従来行なってきた職員による臨戸徴収を極力さけて納税者が自主的に納税するように働きかけ、納期内納入の向上を図っています。
そのために本年度は納税貯蓄組合に加入していない方の加入勧奨と既存組合の活動強化に重点を置き、自宅納税体制の確立に努めていますので組合に加入し、日掛け、月掛け等によって納税準備金を積み立て、納期

内に苦勞をしないで納められるようにしましょう。

不動産取得税の

あらまし

- 1・土地や家を売買、贈与などによって取得したとき、又は家を新築、増築、改築したときは、不動産取得税課税の対象になります。
- 2・不動産を取得したときは、三十日以内に所轄支庁長に申告しなければなりません。
- 3・税率は（その不動産の市町村固定資産課税台帳に登録された価格、家を建築したときは、道が評価した価格）三%です。
- 4・土地の価額が五万円、家屋の評価額一戸八万円、新たに建築した家屋が一戸十五万円未満のときは免税になります。
- 5・住宅を新築したときは、一戸につき百五十万円を限度として控除が認められます。
- 6・土地を取得して二年以内に住宅を新築したとき、住宅を新築して一年以内にその敷地を取得したときは、申請により百五十万円に税率を乗算した金額を減額します。
- 7・農地などを生前贈与したときの特別措置、その他減免、非課税、用途による非課税取り扱いの手続きなどで不明の点は、渡島支庁税務部（電話⑨九一一 庁内二六二）または税務出張所（電話八雲二三三九又は松前一四四）にお問い合わせください。

『道税は 預金口座振替で』

「納入できまます」

商取引の決済には銀行や信用金庫、信用組合などを抜きにしては考えられません。税金も郵便局や銀行などで納税できるようになっていますが、さらにことしから納税者の預金から口座振替で納められる制度を設けました。

これで納期限を忘れて延滞金がかかる、わざわざ納めに行かなければならないなどという

不便がなくなるわけです。取り扱いは手続きは次のとおりです。

- 一、対象は納税貯蓄組合員を対象としていますから組合に未加入の方はこの機会に地域の組合に加入して下さい。
- 二、取扱い金融機関は
北海道拓殖銀行・北海道銀行
北海道相互銀行・北洋相互銀行

築した家屋が一戸十五万円未満のときは免税になります。

住宅を新築したときは、一戸につき百五十万円を限度として控除が認められます。

土地を取得して二年以内に住宅を新築したとき、住宅を新築して一年以内にその敷地を取得したときは、申請により百五十万円に税率を乗算した金額を減額します。

農地などを生前贈与したときの特別措置、その他減免、非課税、用途による非課税取り扱いの手続きなどで不明の点は、渡島支庁税務部（電話⑨九一一 庁内二六二）または税務出張所（電話八雲二三三九又は松前一四四）にお問い合わせください。

- 三、指定預金口座は
納税準備予金、当座預金、普通預金などのうち納税者が指定した口座とします。
- 四、口座振替依頼の手続きは
納税貯蓄組合長が口座振替を希望する組合員の預金口座振替依頼書を指定する取扱い金融機関に提出してその承認を受けます。
- 五、納税通知書などの提出は
納税貯蓄組合長が依頼された納税者の納税通知書または納付（納入）書を、納期最終日の五日前までに取りまとめ取扱金融機関に提出します。なお組合の状況により支庁（税務出張所）から直接取扱金融機関に送付する場合があります。

六、口座振替納付の手続きは
取扱金融機関が納付の最終日に指定預金口座から振替えて納付手続を済ませ領收証書を組合長を経由もしくは直接納税者に送付します。

詳しくは納税貯蓄組合長および支庁（税務出張所）へお問い合わせ下さい。

11月は個人事業税
納期内納入促進月間です

納税で社会明るく
国 ゆ た か

あなたの声を税務に反映 税金のことについて

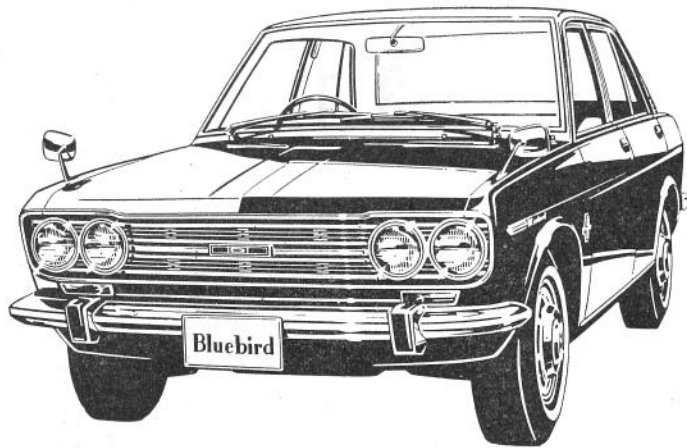
御不満はありませんか

△申告手続の簡素化▽実際に皆さんの声が反映して、国税、地方税の申告書の一本化が昨年の確定申告で実を結びました。

皆さんの要望、苦情、意見を広く集めることになりましたので、御気付の点は、函館市千歳町十四番地、渡島税務署長あてに御一報下さるようお願いしています。

今年も十一月一日から十日間。

自動車税を納めましょう



昭和四十二年自動車税第二期分の納期は「十月十五日から十月三十一日まで」です。

忘れず早めに納めましょう。

今年から領收証と納税証明を兼ねることになってい
すから税金を納めたら大切に保管して車輛検査を受け
るときは必ず陸運事務所へ提示してください。

渡島支庁だより

従来税金が滞納された場合徴収
職員が訪宅して、税金の徴収を行
なっておりますが、税金は税務
官署が集めるものでなく、納税者
の皆さん、自らの手で納めていた
だくものであると思えます。

このことよって明るい北海道
が築かれ、行政の費用も安上りと
なります。

当庁では南茅部町、七飯町を納
税モデル地区に指定して参りまし
たが、本年度は更に鹿部村、大野
町を追加指定し、管内の自主納税
モデル町村として、いわゆる徴収

職員が納税者のお宅を訪問し、現
金徴収をすることを止めることにな
りました。

従って、納税モデル地区に指定
された町村の納税者の方で、納期
内に納税されない場合は、文書に
より督促、又は催告をしてそれ
も納めないときは、強制処分(財
産の差押)の執行をすることにな
りますので、納期日まで必ず最寄
りの郵便局、銀行又は信用金庫へ
納めて下さい。

鹿部村の納期

十月は

村道民税 第三期分 (最終納期)

国民健康保険税 第五期分
(最終納期)

今月で各税の納期が終了しますの
でもし滞納されている方は早目に
役場収入役又は納税貯金等によっ
て納入して下さい。

納入ない場合は「延滞金」等余
分なお金を納めることになりま
すので期限内に納めましょう。

「たばこは村内で買いましょう」
村内で買うと村へたばこ消費税と
して専売公社より税金が直接納入
されます

★旅行や出張をするとき

昭和42年度

秋の交通安全道民総ぐるみ運動の実施

22日～31日

毎年行なわれている秋の交通安全道民総ぐるみ運動が次のとおり実施されます。

この運動は、歩行者の交通事故死が多発している現在、この事故死絶滅を目標として、すべての歩行者、運転者に交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールの実践をうながし、安全な交通環境の整備充実を推進しようというものであり、地区の皆さんの御協力が必要です。

◇ 実施期間

十月二十二日から
十月三十一日まで

◇ 実施事項

1 正しい歩行、正しい横断
ア、右側通行をいたしまし
う。

イ、学童、幼児、老人の安全
通行。

学童、幼児、老人が横断し
ようとするときは、皆で誘
導してあげましょう。

又、特に幼児の一人歩きな
どは危険ですから、保護者
がついて歩くよう心がけま
しょう。

ウ、車の直前、直後の横断は

危険ですからやめましょ
う。いつ飛び出すかわから
ない車、しかもとまってい
る車のすぐ前や、後の横断
はやめましょう。

エ、斜め横断はやめましょ
う。横断をするときは横断
歩道を歩きましょう。

2 ルールを守り安全運転をし
よう。

ア、減速による安全運転の励
行。

運転者は、人命尊重の立
場から無理な追越し、追抜
きをやめ、横断歩道、カー
ブ、悪路などは減速し、安
全運転を励行しましょう。

イ、二輪車類のヘルメット着
用と安全運転の励行

自動二輪車、原動機付自
転車は、車輛通行区分によ
る通行の厳守、安全速度と
正しい追越し、一時停止、
徐行の励行、整備不良車輛
の絶無につとめましょう。
又、ヘルメットを必ず着用
しましょう。

ウ、酒酔い運転、無免許運転
をやめましょう。

酒酔い運転は事故のもとで
す。料飲店等でも運転中の

運転者に酒を飲ませないよ
う協力して下さい。

最近、無免許者による事故
が増加しております。無免
許者には絶対にエンジンキ
ーを貸さないようにしまし
よう。

3 歩行者を守りましょう。

ア、子供の遊び場を

子供が危険な路上で遊ば
ないで、近くの車の通らな
い広場、又は遊園地等で遊
ばせましょう。

イ、路上に物件を放置しない
こと。

商店等は路上に平気で物
件を放置し、又違法な駐車
をしています。歩行者や
車が通行しやすく、道路を
広く使しましょう。

〃 歩行者の死亡事故を なくしよう〃

〃 なくしよう〃

このほか、村交通安全推進委員
会及び交通安全協会では、黄色い
羽根つけ、広報車による広報、街
頭指導、及び法規講習、事故防止
こん談会や児童生徒の交通安全室な
どを計画しております。

交通事故のない村をつくるため
皆で協力しましょう。

〓 軽油引取税に ついて〓

最近、自動車の内燃機関の燃料
として、揮発油、及び、軽油、以
外の炭化水素油（主として、灯油
等）を使用し道路を運行している
自動車が多く見られますが、この
ような場合、その自動車の所有者
は、その灯油等について、各月ご
とに一リットルにつき十五円の軽
油引取税を納付することになって



おります。

このことを怠り後日調査により、
課税されますと、不申告加算金等
が加算され不利になりますので、
該当者は支庁へ申告納付するよう
にしてください。

なお、くわしいことは、支庁税務
部、課税課、問税第二係又は、各
出張所へご連絡下さい。

秋の火災予防運動はじまる

今年も又、暖房器具の必要な季節となりましたが、この時期は火災の多発する時期です。

本道における火災は三十九年を境とし減少の傾向にあるものの、いまだに二、〇〇〇件余の発生をみております。さらに火災による死傷者が相次いで発生しております。火災のこうした事件は、その大半が不注意によるものであり、道民の火災予防に対する理解を深めるため次のおり毎年春秋の二回実施されます。

この村から火災の発生がなくなるよう御協力下さい。

1 実施期間

十月十五日から
十月三十一日迄

2 提唱事項

「ついうっかり」を追放し
火災をなくしよう。

3 重点目標

- (1) 家庭における火災予防
火災の大半は、住宅火災であり、最近の焼死者事故の六〇％が一般家庭に発生しているものです。各家庭は人命安全の確保にとめよう。
- イ 火災による死傷者事故は主に夜間の就寝時に多く発生しております。

日頃から、避難口や老人子供の就寝場所を考え、階下に寝ましょう。

ロ 暖房器具の火災防止

火災の原因になるものうちストーブ、煙突等の暖房器具によるものが二十五％であり、そのほとんどが秋から冬にかけて発生しています。定期的に煙突の掃除を行ない、ストーブの取り付け等に充分配慮して下さい。

ハ 暖房器具の正しい取扱い

最近、各家庭にガス及び石油類の取扱いが増えておりましたが、正しい取扱いがおこたがりがちになる傾向にあります。

ニ 正しい消火の方法

火災発生の初期消火には、コップの水でも大事にいたらない例があります。初期消火を行なう上に「一家庭に「消火器」をそなえ消火に万全の準備をしておきましょう。注意書きや取扱の方法を正しく理解しよ

う。

(2) プロパンガス

最近プロパンガス等が急速に普及しているが、プロパンガスによる火災及び人身事故は増加の傾向にあり、昨年はコンロによる出火件数一二八件中、ガスコンロによるもの五三％を占めております。これらの販売者は取扱基準の普及、適正な取扱いの徹底をはかるとともに家庭内においても「知ったふり」は事故発生のもとですから取扱い所に御相談下さい。

(3) 事業所における防火管理体制の強化

学校、旅館、自動車整備工場、病院及び加工場はそれぞれ消防計画を定め、防火管理者はこれら消防計画の整備につとめよ。

(4) 危険物取扱所

最近、車輛等の増加及び石油等油類を熱源とする暖房器具の激増に伴ないこれが原因となる火災が多く発生しています。これら取扱所は、法違反のない正しい取扱を励行するようお願いいたします。

明治百年記念

「頌歌」歌詞の募集

総理府では、昭和四十三年十月二十三日は、元号が、「明治」に改められてから、ちょうど百年になるため、百年をふりかえって、先人の業績をしのび、その遺産と教訓を現代に生かし、国際的視野のもとに新世紀への歩みを確固たるものにするため、将来への限らない希望をこめ、明治百年頌歌（しようか）の歌詞を次のとおり募集しております。尚、この頌歌は、格調高い中にも、国民に広く親しまれ、愛されるものであつて、もちろん記念式典の中であつたうのにふさわしいものであるこ

1 応募作品

応募歌詞は未発表のもので、おむね、一節六行以内、三節以上のものとします。

2 応募方法

作品は、B四版四〇〇字詰原稿用紙にたて書きで記載し、（この用紙には氏名等は一切記入しないこと）同じ大きさの別紙に住所、氏名、年令及び職業を書いて同封し、封筒の表面に「応募歌詞」と朱書して下さい。送り先は、「東京都中央郵便局区内、内閣総理大臣官房（明治

百年）」あて郵送して下さい。

3 締切期日

昭和四十二年十月三十一日（当日の消印は有効）

4 入選作品の決定及び発表

(1) 入選作品は、明治百年頌歌歌詞審査委員会において決定する。

(2) 入選作品の発表は、本人あて通知すると共に、昭和四十三年一月上旬（予定）官報資料版、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて行なう。

5 賞金

入選作 一点 三十万円
佳作 三点以内各三万円

昭和四十二年度

「北海道貯蓄増強」 十月特別運動」 の実施

十月十七日は「貯蓄の日」です。豊かなくらしをたてるため、まづ貯蓄をしましょう。これは、ゆとりのある明るい家庭と豊かな社会を築きあげるために貯蓄をしましょう。

消費の合理化、家計の計画化による貯蓄をし、あわせて家計簿の記載を行ない、生活の無駄を少しでも整理しよう。

貯蓄は、教育、住宅建築、老後の生活安定、営漁、営農など、それぞれの家庭に応じた長期的な計画、短期的貯蓄を行ないましょう。

期間 十月一日から
十月三十一日まで

『赤い羽根』

共同募金がはじまりました

ことしは十月一日から全国いっせいに赤い羽根の国民たすけあい共同募金運動がはじまりました。

「たすけあい」のシンボルとして国民からたすけあいで生まれた赤い羽根も、ことしで二十一回をむかえました。

倍に心をけあいたす



赤い羽根にみんなで協力

ことしの北海道の募金目標額は一億六千八百十六万円で、たすけあいの心をいっそう高めていくことと、会社などから大口募金に力をいれてすすめることになっていきます。

昨年は赤い羽根に道内で二億一千九百八十九万円という多額の善意がよせられ、精神薄弱児などの恵まれない子供たちや老人ホーム

などの社会福祉施設、生活に困っている方の年末援助金や子供の遊び場づくりなどに配分し、民間社会福祉活動のために大きなはたらきをしました。

昭和二十二年に共同募金が発足した当初は、荒廃した社会福祉施設の復旧や生活に困っている人たちの救済が充実してきたのにつれていまでは「赤い羽根」は児童の健全育成や町や村の福祉対策にも力をいれています。

つまりだれもがしあわせな明るい社会づくりという積極的な面に大きなはたらきをしています。

おたがいの「たすけあい」の心を大きくひろげ、みんなで明るい郷土づくりのために赤い羽根に協力をしましょう。

(北海道共同募金会)

酒

知らぬまに違反

甘酒とドロブク

「うまい甘酒ができた」
ちよっとお待ち下さい。お酒の臭がありませんか。

アルコール分が一度以上ありますと御存知のとおり大変です。

原料はお酒を造るときと同じ、米など澱粉質のあるものと、こうじ、イーストなどの澱粉質を糖化はっこうさせる菌類ではないでしょうか。

通常の甘酒は「もち米やうるち米を飯か、おかゆに炊き、米こうじと七〇度くらいの温湯を米と同量に加えて混ぜ合せ、五五度から六〇度の温度を保たせて加温すると八時間から十時間くらいで出来上る」と百科辞典に出ています。

こうじには、高温糖化、低温はっこうという性質があり、甘酒造りには特に温度の調整がむずかしい五〇度程度では乳酸菌が繁殖し酸味が出るなどおいしくない甘酒となったり、はっこうしたりします。

完全な設備のないところでは造らない方が良いでしょう。

甘酒を造る考えでとぶろくなつた、また甘酒と思込んでいても実際にアルコール分が一度以上あったというような場合でも酒税法で処罰されることもありますから気をつけて下さい。

(渡島税務署)



渡島支庁では個人事業税第二期分の納期内納入をお願いします。

納期は十一月十五日から十一月三十日までとなっておりますのでお忘れなくすでに一期の際に送付してあります納付書によりお近くの郵便局、銀行または信用金庫へ早めに納税されるようお願いいたします。

なお納税のための融資制度もありますので、ご希望の方は支庁、または税務出張所にご相談下さい。

秋は火災のシーズンです

- これから暖房器具の取り付け期に入ります
- 最近では火災による焼死者がふえています
- 事前に家族みんなで避難口や避難場所をよくしらべておきましょう



秋の全道火災予防運動 (10月15~31日)

献 血 運 動

第一回採血終る

愛の血たすけあい運動の第一回採血は九月二十六日、温泉研究所前および宮浜公民館前の二ヶ所で実施されました。

第一回採血者 一一二名

内	
A 型	三三名
B 型	三〇名
O 型	四〇名
A B 型	九名

今後とも随時実施いたしますから、御協力をお願いいたします。

また、いつでも献血協力者の受付をしておりますので役場民生課へ申し出て下さい。

胃腸病検診の結果

八月二十三日実施した四十二年度の胃腸病検診の結果は次のとおりでした。

受診者数	五十二名
内病変者(疑)数	五名
内訳	
胃潰瘍	二名
胃下垂	一名
潔状胃	一名
その他	一名

この検診は毎年北海道対がん協会の協力で実施されていますが、村では個人負担を少しでも安く、七八〇円のうち五〇〇円を負担、百名分を予算化しています。

早期発見、早期治療の意味からも来年度の受診時には多くの方々を受診されるようにして下さい。

計 量 法 が 変 り ま し た

計量法が改正され、ことし六月三十一日から実施されていますが、そのあらましは次のとおりです。

商品の量を計量する場合、はかりの水平、零点を正しく調整すること。

量を正確に計ることなどは従来どおりですが、消費者保護の面を強化するため、次のことがあらが新しく定められました。

1・はかりを購入者の見えやすいところにおくこと。

あらかじめ計ってある商品は、量を明示した札をそばにおくこと。

購入者が計量に立ちあわない場合は伝票に量を記入して渡すこと。

2・指定商品(年内に指定される予定)を

容器につめて、販売する場合は、その容器にその商品の量を表示すること。

3・量を表記する場合は、数字や文字を見やすい個所に、見やすい大きさと色をもって表

記すること。

計量単位の略字を用いるときは表定の略字を用いること。

(注) 決定略字の一例

k(キログラム) g(グラム)

t(トン) l(リットル)

ml(ミリリットル) m(メー

トル) cm(センチメートル)

(小文字で活字体、筆記体い

れでもよくKG・Mなど大文字は誤

りです。)

4・商品の量を正確に計るように努めないものや、その他きめられていないことを守らないものは消費者に公表することができることなどです。

さらに計量器定期検査(市は毎年一回、町村は三年に一回実施)を受けなければならないません。

商店などの計量器は、はかりだけとなり検査のさい所定額の手数料をおさめるように改正されています。その他計量器関係事業制度なども改正されていますが、道では具体的なことは市町村などを通じて通知することとしています。

(北海道計量検定所)

昭 和 4 2 年 度

- ◇ 自衛隊生徒 (11月20日めめ切り)
- ◇ 二等陸海空士 (常時受付)

(申し込み/村役場総務課又は自衛隊地方連絡所 函館22-7553)



燃料を買うときの注意

暖房用燃料を購入する時期になりましたが、燃料の量目におたがいが不安を感じ、不値をもたないように、業者は、石炭は、はかりで、白灯油は積算体積計やますで正確に計量することになってい

から買うときは、量目や品質をよくたしかめること。
 6・取り引きの量目を明記した領收証または配達伝票を要求し受けとっておくこと。
 7・なるべく、計量するところに行つて計量に立ちあうこと。

(北海道計量検定所)

郵便局だより

郵便貯金の今昔

◆貯金箱端金を手とて

郵便貯金がおが園ではじめて取扱われたのは、九十二年前の明治八年五月でした。
 東京、横浜の二ヶ所で試験的に

すすめた貯金

『通常貯金』(年三分六厘) 二年間積み立てる『積立貯金』(年四分八毛)、利殖むきの『定額貯金』(年五分五厘) 四分二厘半 半年複利で利子が利子を生むので利回り

氏名

川崎 千賀子
 松本 淳
 中村 吉幸
 村田 昌之

昭和中元年九月三日届出(通知)現在昭和中元年十月吉日

おめでとございませう

父又は母
 孝 吉
 多 吉
 幸 雄

戸籍の窓口

のうちは、この定額貯金の利用者がいちばん多く、全体の六〇%を占め、次いで通常貯金三四%、積立貯金六%の順です。
 ◆郵便貯金のお客さまは、サラリーマンと主婦が多く、定額貯金ではこの両者で五九%を占め、個人経営主十三%学生一〇%その他となっております。

長谷川 透
 小玉 郁世
 小玉 和世
 福地 富士子
 庄内 敏
 川口 夕美子
 加藤 美保子
 おくやみ申しあげます
 氏名
 中村 勝蔵
 中野 マサ
 宇 名
 本 別
 鹿 部
 豊 健
 健 健
 正 雪
 常 昭
 正 年

役場の執務時間の 変更お知らせ

(十一月一日〜三月三十一日)
 役場の執務時間が次のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

執務時間 午前九時より
 午後五時まで
 (昼食休憩時間は正午より、午後一時までとし、土曜日は午前九時より正午まで)
 実施期間 昭和四十二年十一月一日より昭和四十三年三月三十一日まで

行事予定

十月下旬 昭和四十一年各会計決算審査
 全村 新築家屋評価



- 1・計量器(はかり、ガンソリン量器、オイルメーター、ます、日盛付タンクなど)で正しく計量する商店から買うこと。
- 2・五十(キログラム)百(キログラム)一(トン)十八(リットル)二百(リットル)などと量目買いをすること。
- 3・トラック、馬車、かますなどの風袋の口方に注意すること。
- 4・一箱、一かます、一台、一かん、などの売り方をする商店から買わないこと。
- 5・燃料の行商人(フレ売り)